

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条第2号の規定の例による令和8年6月30日付けの差押調書（謄本）を地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により送達しようとしたが、送達を受けるべき者の所在が不明で送達することができないので、同法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る関係書類は、市民生活部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年7月17日

枚方市長 伏 見 隆

送達を受けるべき者

富永 大空